

検討事項及び今後の進め方

今回の検討事項については下線を付している。

1. 検討事項

(1) 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の在り方

特定適格消費者団体の認定

- ア 活動実績（第 65 条第 4 項第 1 号関係）
- イ 体制及び業務規程（第 65 条第 4 項第 2 号関係）
- ウ 理事及び理事会（第 65 条第 4 項第 3 号、第 77 条関係）
- エ 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（第 65 条第 4 項第 4 号関係）
- オ 経理的基礎（第 65 条第 4 項第 5 号関係）
- カ 報酬及び費用の基準（第 65 条第 4 項第 6 号関係）
- キ 被害回復関係業務以外の業務（第 65 条第 4 項第 7 号及び第 88 条、消費者契約法第 29 条第 1 項関係）
- ク 業務規程の記載事項（第 65 条第 5 項関係）
有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（第 69 条第 2 項、第 71 条第 3 項及び第 72 条第 3 項関係）
被害回復関係業務等
- ア 特定適格消費者団体の責務（第 75 条関係）
- イ 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（第 78 条関係）
- ウ 個人情報取扱い（第 79 条関係）
- エ 秘密保持義務（第 80 条関係）
- オ 情報の提供（第 82 条関係）
- カ 財産上の利益の受領の禁止等（第 83 条関係）
- キ 区分経理（第 84 条関係）

監督

- ア 帳簿書類（消費者契約法第 30 条関係）
- イ 財務諸表等（消費者契約法第 31 条第 1 項及び第 5 項関係）
- ウ 調査（第 88 条、消費者契約法第 31 条第 2 項関係）
- エ 不利益処分等（第 85 条、第 86 条及び第 88 条、消費者契約法第 32 条関係）
- オ 手続を継ぐべき特定適格消費者団体の指定等（第 87 条関係）
通知及び公告
- ア 簡易確定手続申立団体による通知（第 25 条関係）
- イ 簡易確定手続申立団体による公告等（第 26 条関係）

(2) 第 27 条に規定する相手方による公表の在り方

相手方による公表（第 27 条関係）

2. 今後の進め方

	日時	検討事項等
第1回	平成26年5月9日(金) 10:00~12:00	・検討事項及び検討会の今後の進め方
第2回	平成26年6月4日(水) 14:00~16:00	・適格消費者団体に対するヒアリング
第3回	平成26年7月2日(水) 14:00~16:00	・(1) ア 特定適格消費者団体の責務
第4回	平成26年8月6日(水) 14:00~16:00	・(1) 特定適格消費者団体の認定 (カ 報酬及び費用の基準を除く)
第5回	平成26年8月25日(月) 16:30~18:30	・(1) 特定適格消費者団体の認定 (カ 報酬及び費用の基準を除く)
第6回	平成26年9月18日(木) 10:00~12:00	・(1) 通知及び公告 ・その他((1)特定適格消費者団体の認定のうち下記の事項を除く) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 5px 0;"> 特定適格消費者団体の認定(ア~オ、キ及びク) ア 特定適格消費者団体の責務 通知及び公告 </div> ・(2) 第27条に規定する相手方による公表の在り方
第7回	平成26年10月9日(木) 14:00~16:00	・(1) カ 報酬及び費用の基準
-	平成26年11月	・予備日
第8回	平成26年12月	・ヒアリング
第9回	平成27年1月	・取りまとめ
第10回	平成27年2月	・取りまとめ